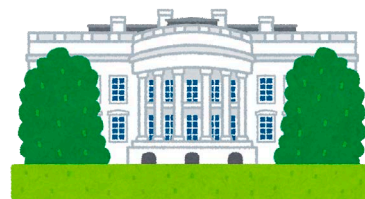


(第13回) 多様性・包摂性に関する法改正など



(一財) 知的財産研究教育財団 知的財産研究所ワシントン事務所 所長
石原 徹弥 (ISHIHARA Tetsuya)

1. はじめに

今回はまず、米国の近況として1月にラスベガスで開催されたCES (Consumer Electronics Show) における知財の話題を紹介する。

次に、米国で頻繁に話題になる多様性・包摂性に関して、USPTOの活動と12月に成立した特許法などの改正を紹介する。

また、12月に成立した模倣品関連の法律、1月に成立した営業秘密関連の法律、2022年度の統計情報についても紹介する。

2. CESの様子

CESは電子機器などのテクノロジーに関する世界最大規模の見本市として知られている。毎年1月にラスベガスで開催されている。主催者の発表によると、コロナ前よりは少ないものの、今年は世界から3,200社以上の企業が出展した。筆者もCESを訪

れる機会を得たため、本稿ではCESで接した知財の話題を紹介したい。

知財そのものに関する出展として、USPTOの相談カウンターと模倣品・真正品の比較展示 (Go for Real Challenge) が挙げられる (図1)。USPTOの出展は、スタートアップの展示が集められている会場の中心部に設けられた米国政府ブースの一角にあった。米国政府ブースにはUSPTOのほかに National Science Foundation (NSF)、Small Business Administration (SBA)、SelectUSA、US Commercial Service、Army 及び Air Force 並びに Defense Advanced Research Projects Agency (DARPA) もカウンターを設けていた。USPTOの担当者によると、米国政府ブースでは、米国におけるスタートアップの活動や米国へのスタートアップ投資を促進するために、スタートアップ関係者に対して米国政府の支援策の情報提供を行っているとの

図1 米国政府ブースのUSPTOカウンター (左) と模倣品・真正品比較展示 (右)



ことだった。

米国政府のスタートアップ投資促進プログラムである SelectUSA の Executive Director、Jasjit Singh 氏は、米国に投資すべき理由として、第一に米国では知財保護が世界一行われていると述べていた。他の理由として、雇用の機会が豊富であることや、他国との自由貿易協定を多く結んでいることも挙げている。

日本のスタートアップでは、例えば JETRO プースの一角に出展した Apollo Japan Co., Ltd や Sound Fun Corporation が特許取得技術に基づく PR を行った。

3. 知財関係者の多様性・包摂性を高めるための USPTO の活動

USPTO は、知財分野における多様性や包摂性を高めるため、知財に関する教育や支援のための様々な活動を行っている。USPTO の調査¹によると、知的財産集約型産業は約 6,300 万人の米国の雇用を支え、米国 GDP 全体の 41% を占め、他の産業の平均の週給より 60% 高い賃金を提供している。そして USPTO は米国の競争力を高めるためには多くの人々が知財を理解し、イノベーションエコシステムに参加することが重要であるとしている。また、女性、有色人種、退役軍人や経済的に恵まれていない人々のイノベーションへの参加率が低いと示す研究が増えていることを受けて、USPTO ではイノベーションにおける包摂性を高める活動を推進している。

USPTO の Vidal 長官も「米国は発明家、クリエイター、起業家の国である。USPTO は、発明、創造、新事業の立ち上げなど、全ての個人の可能性を解き放つことでイノベーションをリードしていく」と述べている。

USPTO による知財関係者の多様性・包摂性を高めるための主な活動は以下のとおり。

(1) 学生向けプログラムの実施

USPTO ではイノベーションにおける機会の公平性を高め、多様なイノベーターを育成するために学生向けのプログラムにも力を入れている。高校生や大学生が、能力を活用し継続的に成長するための新たなスキルを身に付けるために、様々なユニークな機会を提供したいとして、以下のプログラムを実施している。

なお、学生向けのプログラムについては、USPTO のウェブサイト²にまとめられている。

● IP Skills Work-based Learning Program

高校生を対象とした Work-based Learning 体験を提供している。学生に生活費を支給し、USPTO のサービスに関する様々な仕事に触れる機会を作ることで、発明や起業に関する教育を提供している。

● USPTO Internship Program

大学生や専門学校生を対象とした有給のインターンシッププログラムを提供している。インターンシップ中は調査、分析、報告書の作成補助、公聴会の出席や報告業務などを体験する。

● Extern Program

高校生や大学生に知財に関するスキルや職業経験を得るためのボランティア活動の機会を提供している。年間 40 人以上が参加しており、プログラム期間は最短 12 週間から最長 1 年としている。このプログラムを通じて、USPTO とその使命について学び、仲間や USPTO のスタッフとネットワークを広げながら、実際のプロジェクトに取り組むなどの体験をする。

● Future Leaders in Public Service Internship Program

USPTO をはじめとする連邦政府の機関に若く才能のある学生を派遣するプログラムを実施している。連邦政府のフルタイム労働者のうち 30 歳未満はわずか 7% であるため、プログラムの中で

1 <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/uspto-ip-us-economy-third-edition.pdf>

2 <https://www.uspto.gov/jobs/student-programs>

次世代のリーダーを特定し、採用の上、人材を維持することを目的としている。

(2) 多様な人材への支援の拡充

多様な人材を対象とする支援の拡充などの活動をしている。最近の活動では、中小企業やクリエイターを支援する機関と連携し、新たな人材に知財に関するトレーニングを提供する Access USPTO Pilot Program³を開始している。このPilot Programは知財に関するプログラムを持たない国の機関や一般企業と連携して、知財に関する知識を提供するためのものである。

また、eコマースに関心を持つ米国本土先住民、アラスカ先住民、ハワイ先住民を支援するための Tribal Nations Partnership⁴の活動を行っている。起業からマーケティングまで幅広いトピックに焦点を当てたセッションを毎月開催している。

そのほか、退役軍人に向けて起業や知財の保護に関するプログラムを実施するなどしている。

(3) 女性活躍のための活動

女性起業家をサポートするための活動である Women's Entrepreneurship⁵ (WE) を開始するなどしている。WEでは、成功した女性リーダー、起業家、資金提供者からのアドバイスを提供としている。今後のイベントにおいては、女性が起業し、知財を保護し、アイデアを資金化するために役立つリソースが紹介される予定としている。

また、地域別の経済環境の特徴、環境や教育水準などと女性の特許取得の関係を評価するための調査を実施し、イノベーションと特許のエコシステムに多くの女性を取り込むための活動の企画立案に役立つなどしている。

(4) プロボノ（無料支援）活動

USPTOでは、出願に関するサポートや法律やビジネスに関するサポートのために多くの支援や研修などを提供している。特に無料の法律相談に関するサービスを拡大しており、USPTO's Law School Clinic Certification Programでは、60以上のロースクールと協働し、発明者や中小企業の経営者に無料で法律相談のサービスを提供している。また、2022年には新たに特許審判部 (PTAB) 及び商標審判部 (TTAB) に関するプロボノプログラムを開始している。これらのプログラムでは、経済的に余裕のない個人や企業が審判部での手続に関わる際に無料で法律サービスを提供する。これらのプログラムは、PTAB Bar AssociationやInternational Trademark Association (INTA) との協力で実施しており、ボランティアの会員弁護士と支援を求める発明者や起業家を結び付けている。

無料で提供しているサービスについては、USPTOのウェブサイト⁶にまとめられている。

(5) 特許庁手続への代理人資格の見直し

USPTOへの手続の代理業務の門戸を多くの人に開くことでイノベーションのエコシステムを拡大するという目的で、USPTOへの出願手続や特許審判部 (PTAB) での審理における代理人資格の見直しを検討している⁷。

USPTOは、10月18日付の官報で、出願手続や特許審判部 (PTAB) での審理における代理人資格の見直しなどに関する意見募集を実施した⁸。意見を求めた内容は以下のとおり。

① USPTO に対する特許出願の代理業務の資格要件などの見直し⁹

現在、USPTO に対して代理人として手続を行う

3 <https://www.uspto.gov/initiatives/accessuspto>

4 <https://web.cvent.com/event/9d35fbd9e6648859c12076f52157980/summary>

5 <https://www.uspto.gov/initiatives/we>

6 <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/access-our-free-services>

7 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2022/20221028.pdf

8 <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-seeks-public-feedback-initiatives-expand-opportunities-practice-agency>

9 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-18/pdf/2022-22569.pdf>

ためにはUSPTOが行う登録試験（いわゆる Patent Bar Exam）に合格した上で、USPTOに代理人として登録される必要がある。今回の意見募集では、試験の受験資格に関する見直しや意匠（意匠特許）の代理人資格の制度を特許（実用特許）とは別に創設する案について意見を募集した。具体的には次の3点について意見を求めた。

- 受験資格として認められている工学、化学、物理学やコンピュータサイエンスなどの学位に加えて他の理系の学位についても受験資格として認めること
- コンピュータサイエンスの学位として認められる学位の対象を拡大すること
- 意匠保護の重要性が増している中で、特許に関する資格とは別に意匠の代理人資格の制度を創設すること

②PTABでの審理への参加基準の拡大¹⁰

現在のPTABに関する規則では、PTABでの審理に主任弁護士として参加できるのは、USPTOに登録された代理人のみである。その他の弁護士などの実務家は、許可された場合にのみバックアップの弁護士として参加できるとされている。今回の意見募集では、審理への参加に関する過度な制限を撤廃し、参加の機会を増やすための規則の改正について意見を募集した。具体的には次の4点について意見を求めた。

- USPTOに登録されていない実務家が審理に参加するために要求されている正当な理由の提示などの要件を緩和すること
- USPTOに登録されていない実務家が主任弁護士として審理に参加することを認めること
- USPTOに登録されていない実務家が審理に広く参加する場合に考慮すべき事項に関する意見

- 経験の浅い実務家を対象にした研修・育成プログラムに関する意見

USPTOのVidal長官は、USPTOへの手続きのために必要な基準は何かを批判的に考え、その基準を満たす全ての人に門戸を開くことでイノベーションのエコシステムを拡大することができるとしている。

4. 知財関係者の多様性・包摂性を高めるための特許法等改正

2022年12月29日、1.7兆ドル（約220兆円）の規模となる2023年度の包括歳出法案（Consolidated Appropriations Act, 2023）にバイデン大統領が署名し、法律として成立した¹¹。同法には、特許法やリーヒ・スミス米国発明法（AIA法）を改正する「Unleashing American Innovators Act of 2022」が含まれている。特許法などの改正法の施行日は2022年12月29日としている。

改正の主な内容は以下のとおり。

(1) サテライトオフィス

- USPTOのサテライトオフィス¹²によるアウトリーチ活動について、個人発明家、中小企業や低所得者層などの特許出願が少ない人々への活動を増加させることが規定された。
- サテライトオフィスの役割に、経済的・地理的・人種的に多様な背景を持つ特許審査官と特許審判官の確保及び維持が追加された。
- 2023年1月1日以降にサテライトオフィスを開設する場合は、退役軍人向けのサービスを提供している病院や教育機関、個人発明家、中小企業や低所得者層などの特許出願が少ないグループとの地理的な近接性を考慮することが規定された。
- 法律の成立から3年以内に米国南東部にサテライトオフィスを開設することが規定された。また、その他の地域における開設の必要性について

10 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-18/pdf/2022-22572.pdf>

11 <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/2617>

<https://www.congress.gov/117/bills/hr2617/BILLS-117hr2617enr.pdf>（特許法等関連は1,060頁以降）

12 AIAによって導入されたUSPTOの地方支部で、現在はテキサス州ダラス、コロラド州デンバー、ミシガン州デトロイト、カリフォルニア州サンノゼの4カ所に設置されている。

USPTOによる調査を実施することが規定された。

(2) コミュニティアウトリーチオフィス

法律の成立から5年以内に、サテライトオフィスとは別に全米で4つ以上のコミュニティアウトリーチオフィスを開設することが規定された。オフィスの役割は、地域社会の教育機関や企業と連携し、知財教育を提供することや起業のメリットを広報することなどであると規定された。

(3) プロボノプログラム（無料支援プログラム）

法律の成立から1年以内に、現在提供されているプログラムへの参加者数、プログラムの質、認知度などについてUSPTOによる調査を実施することが規定された。また、調査結果を踏まえてプログラムを適切な内容に更新していくことが規定された。

(4) 初回の特許出願時の出願前評価プログラム

法律の成立から1年以内に、初回の特許出願時に特許出願を予定している内容について、出願前に特許性を評価する試行プログラムを開始することが規定された。本評価はUSPTOからの公式な見解としては扱われないとしている。

(5) 小規模事業者及び極小規模事業者向けの手数料減免

●出願、審査や権利維持のための手数料について、小規模事業者（small entity）向けの減免率が現在の50%から75%に拡大され、極小規模事業者（micro entity）の減免率が75%から80%に拡大された。

●事業規模の証明を虚偽で行ったと判明した場合には、事業者が減免を受けた金額の3倍以上の罰金が課されることが規定された。

これらの法改正について、USPTOのVidal長官は「この法案はイノベーションエコシステムへの参加率が低かった人々を支援するUSPTOの活動を補完するものである。料金の引き下げやアウトリーチ活動の強化などにより、参加する人々の障壁を大幅に引き下げ、2023年に大きな前進を遂げることができる」と発言している。

5. 模倣品対策のための法律及び営業秘密窃取対策のための法律

2022年12月29日、オンラインマーケットプレイスにおける模倣品対策を強化する法律である「Integrity, Notification, and Fairness in Online Retail Marketplaces for Consumers Act (INFORM Consumers)」が成立した¹³。

また、2023年1月5日、外国企業などによる営業秘密の窃取に対する制裁を強化するための法律である「Protecting American Intellectual Property Act」が成立した¹⁴。

法律の主な内容は以下のとおり。

(1) INFORM Consumers Act

- オンラインマーケットプレイス¹⁵は、取引数の多い販売者¹⁶から身分証明書や銀行口座などの情報を収集し、定期的に情報の正確性を点検しなければならない。
- マーケットプレイスは、販売者が身分証明書などの提出の要求を受けた日から10日以内に応じない場合は、販売者のアカウントを停止し、販売活

13 2023年度の包括歳出法案に含まれるかたちで成立した。

<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/2617>

<https://www.congress.gov/117/bills/hr2617/BILLS-117hr2617enr.pdf> (1,097頁以降)

14 <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/1294>

<https://www.congress.gov/117/bills/s1294/BILLS-117s1294enr.pdf>

15 販売者が米国内で商品の販売、購入手続、支払い手続、配送などの機能を設けることを可能にする、又は促進するプラットフォームを運営する個人又は法人と定義されている。

16 過去24カ月間の連続した12カ月間に、200以上の新品又は未使用の商品の取引を行い、総収入の合計が5,000ドル以上の販売者と定義されている。

動を停止させなければならない。

- マーケットプレイスは、取引数の多い販売者の商品販売ページに、販売者による疑わしい販売活動を消費者からマーケットプレイスに報告できる仕組みを設置させなければならない。
- マーケットプレイスは、年間収入が2万ドル（約250万円）以上の販売者の商品販売ページに、販売者の名前・住所・消費者と販売者とが直接に連絡可能な連絡先などの情報を開示させなければならない。
- 本法律は連邦取引委員会（Federal Trade Commission：FTC）が執行の責任を負っており、法律の成立から180日以内に施行される。

法案の提出者である Dick Durbin 議員（イリノイ州選出、民主党）は、本法律によって、大量の商品を販売する者について適切な確認と透明性を提供することで、盗品・偽造品・安全でない商品のオンライン販売を阻止し、消費者を保護することにつながるとしている。

(2) Protecting American Intellectual Property Act

- 大統領は、法律の成立から180日以内及び翌年以降も毎年、以下の内容などを議会に報告する。
- 米国の安全保障に対する脅威となる米国内の営

業秘密の窃取に関与し利益を得た、又はそれを支援した外国の個人又は企業（entity）

- 外国の個人又は企業が行った営業秘密の窃取の性質、目的及び結果の評価
- 当該外国企業の最高経営責任者（CEO）及び取締役の特定、また、それらの者が利益を得たかどうかの評価
- 当該外国企業に対して、米国内の財産の凍結、輸出入の制限、米国又は国際的な金融機関からの融資の禁止、政府機関の調達禁止など本法律に定められた制裁のうち5つ以上の制裁が科される。
- 当該個人に対して、米国内の財産の取引禁止及び米国への入国禁止の制裁が科される。

法案の提出者である Chris Van Hollen 議員（メリーランド州選出、民主党）は、中国企業をはじめとする世界中の企業による営業秘密の窃取は米国の安全を脅かすものであり、こうした悪質な企業を抑止するためには明確な罰則を課さなければいけないとしている。

6. 統計情報

USPTOは「Agency Financial Report FY2022¹⁷」を公表し、2022年度（2021年10月～2022年9月）の活動状況を報告した。

図2 出願件数など（※2022年度は暫定値）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
特許出願件数 (うち継続審査請求)	647,572 (174,299)	666,843 (173,280)	653,311 (154,962)	652,906 (146,353)	646,855 (133,777)
前年度比	-0.4%	3.0%	-2.0%	-0.4%	-0.9%
FA期間(月)	15.8	14.7	14.8	16.9	18.5
最終処分期間(月)	23.8	23.8	23.3	23.3	25.2
商標出願件数	638,847	673,233	738,112	943,928	787,795
前年度比	7.5%	5.4%	9.6%	27.9%	-16.5%
FA期間(月)	3.4	2.6	3.0	6.3	8.3
最終処分期間(月)	9.6	9.3	9.5	11.2	13.8

17 <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>

(1) 出願件数など

2022年度の特許出願件数（デザイン特許及び継続審査請求を含む）は64万7千件で、前年度から0.9%減少した。デザイン特許及び継続審査請求を除いた新規の特許出願件数は45万8千件で、前年度の45万件から1.6%増加した。FA期間は18.5月で前年度と比べて1.6月長くなっており、長期化が続いている。USPTOは、古い出願への対応のため今年度はFA期間が延びると事前に予測していた。最終処分までの期間は25.2月で、前年度と比べて1.9月長くなっている。

特許出願件数のうちデザイン特許は5万4千件で、前年度と同様であった。

商標出願件数（区分数。以下同じ）は78万8千件であった。パンデミックを受けてビジネスのオンライン移行が進んだことを一因として出願が急増した前年度からは16.5%減少しているが、2020年度と比較すると6.7%増加した。FA期間は8.3月、最終処分までの期間は13.8月で、いずれも近年で最長となった。USPTOは、2021年度の出願件数の急増により大量の審査順番待ち件数を抱えているためと説明している。

(2) 海外出願人による出願・登録件数

海外出願人による出願・登録件数は、特許については、引き続き日本の出願人によるものが出願件数・登録件数とも最多となっているが、件数は減少している。出願件数は2021年度分まで、登録件数は2022年度分まで公表されている。出願件数の2022年度分は2023年初めに公表が予定されている。2位の中国の出願件数・登録件数は引き続き増加している。

商標については、中国からの出願件数が前年度と比べて大幅に減少したものの、2位の英国よりも10万件以上多い12万8千件で首位となっている。日本の出願件数は前年度と比べて増加したが、順位を1つ落として7位となった。中国は登録件数についても、他国を圧倒している。日本の登録件数は前年度と比べて減少し、順位も1つ落として6位となった。

図3 居住地別の特許出願件数（上位5位）

【2021年度】			【2022年度】		
順位	居住地	出願件数	順位	居住地	出願件数
1	日本	84,971	1	日本	79,924
2	中国	54,378	2	中国	63,632
3	韓国	42,291	3	韓国	39,921
4	ドイツ	31,410	4	ドイツ	30,692
5	台湾	21,692	5	台湾	20,925
	海外総計	355,031		海外総計	357,628

図4 居住地別の特許登録件数（上位5位）

【2021年度】			【2022年度】		
順位	居住地	登録件数	順位	居住地	登録件数
1	日本	49,668	1	日本	48,051
2	中国	29,947	2	中国	35,193
3	韓国	23,489	3	韓国	23,458
4	ドイツ	18,219	4	ドイツ	17,409
5	台湾	12,922	5	台湾	12,268
	海外総計	201,862		海外総計	201,984

図5 居住地別の商標出願件数(日本含む上位の国)

【2021年度】			【2022年度】		
順位	居住地	出願件数	順位	居住地	出願件数
1	中国	228,445	1	中国	127,705
2	カナダ	19,912	2	英国	20,184
3	英国	17,971	3	カナダ	19,084
4	ドイツ	13,998	4	ドイツ	15,314
5	韓国	8,587	5	フランス	8,416
6	日本	7,982	6	韓国	8,293
	海外総計	377,191	7	日本	8,122
				海外総計	286,048

図6 居住地別の商標登録件数(日本含む上位の国)

【2021年度】			【2022年度】		
順位	居住地	登録件数	順位	居住地	登録件数
1	中国	110,563	1	中国	144,579
2	カナダ	5,004	2	カナダ	4,767
3	英国	4,623	3	英国	4,564
4	ドイツ	3,778	4	ドイツ	3,285
5	日本	3,092	5	韓国	3,282
	海外総計	156,689	6	日本	2,806
				海外総計	187,838

(3) USPTOの職員数

特許、意匠及び商標のいずれも審査官が増員されている。USPTOは出願件数が増加傾向であるデザイン特許及び商標への対応を強化するため審査官を

増員している。特許についても同様に増員を目指して採用活動を進めているが、狙ったほどの増員はできていない。

図7 USPTOの職員数

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
職員総数	12,579	12,652	12,928	12,963	13,103
うち特許審査官	8,007	8,125	8,230	7,840	8,214
うち意匠審査官	178	171	204	233	295
うち商標審査官	579	627	622	662	718

石原 徹弥 (ISHIHARA Tetsuya)

2001年、特許庁に入庁し、特許審査官、審判官のほか、秘書課長補佐（弁理士制度企画班長）、審査基準室長補佐（基準企画班長）、調整課長補佐（企画調査班長）、品質管理室長などを経験。また、経済産業省知的財産政策室長補佐、テキサス大学オースティン校客員研究員、津田塾大学非常勤講師を経験。2020年7月より現職（ジェトロニューヨーク知的財産部長を兼務）。米国IP study Groupのメルマガを配信中。